

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(オ)728	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	約束手形金	原審事件番号	昭和 51(ネ)1123
裁判年月日	昭和 57 年 7 月 15 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 2 月 28 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 36 卷 6 号 1113 頁		

判示事項	約束手形の裏書人が振出人の手形金支払義務の時効による消滅に伴い自己の所持人に対する償還義務も消滅したとしてその履行を免れようとするのが信義則に反し許されないとされた事例
裁判要旨	約束手形の裏書人が、その所持人に対して、自己の償還義務について消滅時効の利益の放棄ないし債務の承認をしたうえ、専ら自己に対する信頼に基づいて右手形を取得した所持人本人及びその代理人である弁護士に対して、再三にわたり、しかも振出人の債務とは必ずしも関係なく自己固有の債務として手形金の支払義務があることを認めるような態度を示し、同人らに確実にその履行がされるものとの期待を抱かせながら、のちに右態度をひるがえし、その信頼を裏切つて償還義務を履行しようとはせず、やむなく右所持人より提起された手形金請求訴訟においても当該手形の裏書自体を否認したりその他種々の主張を提出して引延しとみられる抗争をすることによりその審理に長期間を費やさせ、その間に所持人が専ら裏書人を信頼してその義務履行が確実にされるものと期待する余り振出人に対する手形金請求権についての消滅時効中断の措置を怠つたがために振出人の手形金支払義務が消滅したのに乗じ、これに伴い自己の償還義務も当然消滅するに至つたとしてその履行を免れようとする所為に出ることは、信義則に反し許されない。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人奥野健一、同早瀬川武、同萩原克虎の上告理由第一点及び同奥野彦六の上告理由第二について</p> <p>論旨は、原判決が、本件各手形の振出人である訴外Dの所持人である被上告人に対する手形金支払義務は消滅時効によつて消滅したとしながら、裏書人である上告人の被上告人に対する償還義務はなお消滅せず、上告人は被上告人に対して償還義務を免れるものではないと判断した点について、手形法五〇条一項、七七条一項四号、七〇条三号及び七七条一項八号の解釈適用を誤つた違法がある、というのである。</p> <p>原審の確定した事実によると、(1)本件各手形は、いずれも、振出人を訴外D（以下「訴外D」という。）、受取人兼第一裏書人を上告人とし、そのうち最も遅い満期が昭和四六年八月二九日とされるものであるから、上告人の裏書人としての償還義務は右同日から一年を経過し</p>

た同四七年八月二九日を最後として、訴外Dの振出人としての手形金支払義務は右最後の満期より三年経過した同四九年八月二九日を最後として、それぞれ消滅時効期間が経過している、(2)上告人は、本件各手形がすべて支払拒絶され、かつ、その裏書人の償還義務の消滅時効期間が経過したのちの昭和四七年一月二七日付けで、被上告人に対し、本件各手形に相当する額面合計二九〇〇万円の約束手形について、自己において絶対に迷惑をかけず責任をもつて返済する旨の確認書を差し入れたうえ、同四八年三月六日、被上告人の代理人である弁護士遠藤雄司(以下「遠藤弁護士」という。)に対して右二九〇〇万円の内金五〇〇万円を支払うとともに、同弁護士との間で、残りの額面合計二四〇〇万円の約束手形について裏書人としての支払義務があることを再確認し、これを同月一五日までに支払うべく、もし右期日までに支払をしない場合には、裁判上の請求手続をとられても一切異議を述べない旨の確認和解書を交わした、右上告人による確認書及び確認和解書の差入れは、上告人において被上告人に対し、本件各手形についての裏書人としての償還義務を、単に振出人の手形支払義務の存続を前提とするような二次的、補足的な義務としてではなく、実質関係上の事情をも加味することによつて(記録に徴すると、右の実質関係上の事情とは、本件各手形は訴外Fの訴外G及び同Hに対する金銭貸付けについての担保手形であつて、右貸付けが専らEの知人で相当な経歴を有する弁護士である上告人に対する信用に基づいてされた関係上、同人をして連帯保証人として本件各手形にEと特別の関係にあつた被上告人あての裏書をさせたものであること、そのために本件各手形の不渡りによる責任追求も専ら上告人に対してされていることを指すものと認められる。)、振出人の手形金支払義務の存否を問わないか、少なくともこれと併存する一次的かつ終局的な義務として承認したものと解される、(3)上告人は、昭和四八年二月八日到達の内容証明郵便で遠藤弁護士から本件各手形につき裏書人としての義務履行を求められたのに対して、同年二月九日付けで同弁護士あてに近日中に返済をするとして暫時の猶予を求める旨の内容証明郵便を発し、同年二月二四日及び上告人が前記昭和四八年三月六日付けの確認和解書に署名捺印したのちの同月三一日には、被上告人本人あてに本件各手形の裏書人としての責任を認める旨を明記した私信を発した、(4)上記上告人の債務確認行為は、上告人において本件各手形の裏書人としての償還義務が昭和四七年八月二七日を最後として時効により消滅したことを知つて時効利益を放棄したかあるいはそれを知らなくとも時効完成後に債務を承認したことになる、(5)上告人は、本訴第一審係属中であり(記録によれば、本件訴えが提起されたのは昭和四八年三月三〇日である。)、かつ、本件各手形の最も遅い満期から三年の振出人の支払義務の消滅時効期間が経過する直前である昭和四九年六月二四日に裁判所に提出され、同月二六日に送達された訴訟告知書をもつて右各手形の振出人である訴外Dに対して訴訟告知をしたが、右振出人の手形金支払義務の消滅時効期間が経過したのちである昭和五一年一二月一七日に原審裁判所に訴訟告知取下書を提出し、右Dに対する訴訟告知を撤回した(記録によれば、上告人は右訴訟告知をしたのち昭和五〇年九月二六日の第一審口頭弁論期日において振出人Dの債務が時効によつて消滅したのに伴つて自己の債務も消滅した旨の抗弁を提出し、右抗弁を採用して被上告人の請求を棄却した第一審判決言渡後の前記日に訴訟告知を撤回したものであること、右訴訟告知の撤回の直後被上告人代理人の遠藤弁護士において昭和五二年一月一〇日付けの振出人Dに対する訴訟告知書を原審裁判所に提出していることがそれぞれ認められる。)、(6)上告人は、本件各手形金請求を認容する手形判決に対して異議の申立をして通常訴訟に移行させ、上告人名義の裏書の成立及び債務承認の効力等について引延しとみられる抗争をしたため、本訴審理に長期間を費やさせ、かくするうちに振出人の手形金支払義務について三年の消滅時効が経過したものである、というの

である。

思うに、約束手形の振出人の手形金支払義務につき消滅時効が完成した場合には、裏書人の償還義務もこれに伴って消滅すると解すべきであるが、前記のように、約束手形の裏書人自らが所持人に対して、自己の償還義務についてその時効期間経過後に消滅時効の利益の放棄ないし債務の承認をしたうえ、専ら自己は対する信頼に基づいて右手形を取得した所持人本人及びその代理人である弁護士に対して、再三にわたり、しかも右手形振出人の債務とは必ずしも関係なく自己固有の債務として右手形金の支払義務があることを認めるような態度を示し、同人らに確実にその履行がされるものとの期待を抱かせながら、のちに右態度をひるがえし、その信頼を裏切つて償還義務を履行しようとし、やむなく右所持人より提起された手形金請求訴訟においても当該手形の裏書自体を否認したりその他種々の主張を提出して引延しとみられる抗争をすることによりその審理に長期間を費やさせ、その間に所持人が専ら裏書人を信頼してその義務履行が確実にされるものと期待する余り振出人に対する手形金請求権についての消滅時効中断の措置を怠つたがために振出人の手形金支払義務が消滅したのに乗じ、これに伴って自己の裏書人としての償還義務も当然消滅するに至つたとして右義務の履行を免れようとする所為にでるようなことは、著しく信義則に反し、許されないものと解するのが相当である。

そうすると、本件において上告人は、振出人Dの手形金支払義務が時効により消滅し、同人に対する再遡求による失費回復の余地がなくなつたとしても、信義則に照らし、これを理由として被上告人に対する本件各手形の裏書人としての償還義務の履行を免れることはできないとした原審の判断は、結局において正当として是認することができるものというべきである。論旨は、採用することができない。

上告代理人奥野健一、同早瀬川武、同萩原克虎の上告理由第二点、同奥野彦六の上告理由第一及び上告人の上告理由第二点について

所論の点に関する原審の法令の解釈は正当とはいひ難いが、本件においては、右のような解釈によるまでもなく、前記説示の理由により上告人は信義則上被上告人に対する本件各手形の償還義務を免れることができないと解することができるのであるから、論旨は、結局、原判決の結論に影響を及ぼさない判示部分に対する不当をいうものに帰し、採用することができない。

上告代理人奥野健一、同早瀬川武、同萩原克虎の上告理由第三点及び上告人のその余の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 本山亨 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎万里 裁判官 中村治朗 裁判官 谷口正孝)